

後期高齢者医療制度に加入している皆さまへ

◆平成30年度及び平成31年度の保険料率が決まりました。

☎ 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

	平成28・29年度	平成30・31年度	増減
均等割額	56,085円	56,085円	据え置き
所得割率	11.17%	10.83%	0.34ポイント減
賦課限度額	57万円	62万円	5万円増

※後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されます。

◇保険料額の算出方法

個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等（※注1）に応じて負担する「所得割額」の合計になります。

保険料額 (年額) (10円未満切り捨て)	=	均等割額 56,085円	+	所得割額 [総所得金額等（※注1） - 33万円] × 10.83% (所得割率)
------------------------------------	---	------------------------	---	--

※注1…「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額、各種所得控除前の金額です。

◇平成30年度の保険料軽減措置

○世帯（※注2）の所得金額等に応じて、**均等割額**が軽減されます。

均等割額 軽減割合	軽減後の 均等割額（年額）	軽減の基準（同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額 （※注3）の合計額で判定）
9割軽減	5,608円	「33万円以下」かつ「被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない」
8.5割軽減	8,412円	33万円以下
5割軽減	28,042円	「33万円+27万5千円×被保険者数」以下（※注4）
2割軽減	44,868円	「33万円+50万円×被保険者数」以下（※注4）

※注2…「世帯」とは、4月1日時点の世帯（年度途中で75歳になる方、県外から転入された方等はその時点）が基準となります。

※注3…「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金の場合は、さらに15万円を控除して計算します。

※注4…平成30年度も軽減対象の拡充が実施されています。

○後期高齢者医療制度の加入する前日まで**社会保険**（※5）の被扶養者であった方

均等割額が5割軽減（※注6）されます。（所得割額は、かかりません）	軽減後の保険料 年額 28,042円
-----------------------------------	-----------------------

※注5…社会保険とは、協会けんぽ（全国健康保険協会管掌保険）、組合管掌保険、船員保険、共済組合などのことです。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

※注6…均等割額の軽減が所得により9割軽減、8.5割軽減に該当する方は、それぞれ9割軽減、8.5割軽減が優先されます。